

(案)

## 個別契約書

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「甲」という。)は、株式会社〇〇(以下「乙」という。)と機密書類破棄業務に関して、次のとおり個別契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

1. 件名  
機密書類破棄業務委託契約

2. 契約  
1) 契約形態  
単価契約(税抜き)  
2) 契約単価  
下表のとおり

項目	単価(税抜き)
ボックス	円/台 又は 円/個
コンテナ	円/個
段ボール箱	円/箱

※なお、支払い請求書には消費税および地方消費税を加算する。

3. 契約期間  
2025年4月1日から2026年3月31日

4. 仕様  
別紙仕様書「SA01-04-S0632」のとおり

5. 集荷場所  
別紙仕様書「SA01-04-S0632」のとおり

6. 再委託  
1) 乙は、本契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に履行させる場合は、事前に書面により甲に通知し、甲の書面による承諾を得るとともに、第三者に対し、本契約において乙が負うのと同等の義務を負わせるものとする。  
2) 前項の場合といえども、乙は本契約に基づき乙が負担する義務を免れない。

7. 機密保持  
1) 機密情報  
機密保持において約款第26条第1項に定める「機密情報」には、甲および乙が相手方に開示した提案書、仕様書、図面、データ等の技術文書およびテープ、FD、ROM等、本件業務に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の有用な情報のうち、開示した当事者が秘密である旨の指定をした書面、さらに甲および乙が協議した経緯・結果等を記した議事録または記録を含むものとする。  
2) 守秘義務  
(ア) 甲および乙は、秘密情報管理者を置いた上で善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を管理するものとする。

# (案)

- (イ) 甲および乙は、相手方から開示された秘密情報を秘密として保持し、知る必要のある自己およびその関連会社(関連会社は自己が総株主の議決権の過半数あるいはこれに代わる支配権を有する場合に限る)の役員および従業員並びに法律上守秘義務を負う弁護士、公認会計士または税理士等のアドバイザー(以下「従業員等」という。)にのみ開示するものとし、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に開示しまたは漏洩しないものとする。
- (ウ) 甲および乙は、秘密情報の紛失および漏えい等の事故が発生した場合、ただちに相手方に通知するとともに、相手方の指示に従い、当該事故による損害を最小限に止めるための必要な措置を講ずるものとする。
- (エ) 甲および乙は前項の事故が発生した場合は、相手方の求めに応じ、原因の究明に協力する。
- (オ) 甲および乙は、本件業務遂行上必要な場合のほか、秘密情報又は秘密情報を含む物件について、複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしてはならない。
- (カ) 甲および乙は、本契約に規定されている秘密保持義務について、本件業務に関与する自己の従業員等にあらかじめ周知徹底し、遵守させるものとする。
- 3) 開示義務  
本契約のいかなる条項も、甲および乙に対し、情報開示義務を課すものと解釈されてはならない。

## 8. 納品

乙は、機密書類の回収後、速やかに回収時刻および処理時間が記載された伝票(以下、「納品伝票」という。)を作成し、提出するものとする。

## 9. 検収

甲は、乙から提出された納品伝票の速やかに検収を行うものとする。甲が納品伝票の内容に疑義を生じた場合、乙は甲の求めに応じて速やかに是正措置を講じるものとする。

## 10. 支払い

請求書受領後、月末締め翌月末払い

## 11. その他

本個別契約は、取引基本約款(2024年10月16日制定版)第2条に基づき、業務を履行するものとする。

本契約成立の証として、本契約を電磁的に作成し、双方にて記名押印又はこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとする。

2025年○月○日

甲 東京都中央区銀座二丁目16番7号  
一般社団法人環境共創イニシアチブ  
代表理事 村上 孝

乙 住所  
商号又は名称  
役職・氏名